

館林衛生施設組合格約（昭和 39 年 9 月 9 日 群馬県指令地第 207 号）

改正 昭和 44 年 3 月 31 日 群馬県指令地第 107 号
昭和 56 年 2 月 19 日 群馬県指令地第 852 号
昭和 57 年 4 月 19 日 群馬県指令地第 5 号
昭和 61 年 12 月 9 日 群馬県指令地第 29 号
平成 2 年 2 月 22 日 群馬県指令地第 49 号
平成 4 年 2 月 25 日 群馬県指令地第 62 号
平成 10 年 10 月 12 日 群馬県指令地第 87 号
平成 19 年 1 月 17 日 群馬県指令市第 206-15 号
平成 22 年 2 月 5 日 群馬県指令市第 30033-32 号

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この組合は、館林衛生施設組合（以下「組合」という。）という。

（組織）

第 2 条 この組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

館林市、板倉町、明和町、千代田町

（共同処理する事務）

第 3 条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) し尿の収集及び運搬に関する事務
- (2) 組合立し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務
- (3) 組合立ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務（千代田町を除く。）
- (4) 組合立一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務（千代田町を除く。）

（事務所の位置）

第 4 条 この組合の事務所は、館林市赤生田町 6 5 番地の 1 に置く。

第 2 章 組合の議会

（議会の組織）

第 5 条 この組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員の定数は 10 人とし、各市町の定数は次のとおりとする。

館林市 4 人、板倉町 2 人、明和町 2 人、千代田町 2 人

（議員の選任）

第 6 条 組合議会の議員は、関係市町の議会において議員の中から選挙したものを充てる。

- 2 議員に欠員を生じたときは、関係市町ごとに補欠選挙を行わなければならない。
- 3 選挙を行うべき期日は、組合の管理者が定めて関係市町長に通知しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の選挙が終つたとき、関係市町長は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(議長及び副議長)

第7条 組合議会に議長及び副議長を置き、組合議会において選挙する。

(特別議決)

第7条の2 組合議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部に係るものの事件については、当該事件に関係する市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第3章 組合の執行機関

(管理者、副管理者、会計管理者及び職員)

第8条 この組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

- 2 副管理者の定数は4人とする。
- 3 管理者は、館林市長をもつて充てる。
- 4 副管理者は、関係町長及び館林市副市長をもつて充てる。
- 5 会計管理者は、館林市会計管理者をもつて充てる。
- 6 第1項に定める者を除くほか組合に必要な職員を置き、その定数は条例で定める。
- 7 前項の職員は、管理者が任免する。

(監査委員)

第9条 この組合に監査委員を2人置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議会の議員のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議会の議員のうちから選任される者にあつては、議員の任期による。

第4章 経費支弁の方法

(経費支弁の方法)

第10条 この組合の経費は、関係市町の負担金、施設使用料及びその他の収入をもつて支弁する。

- 2 前項の負担金の分賦の割合は、その都度組合議会において議決により定める。

第5章 雑則

(委任)

第11条 この規約の施行に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の規定による群馬県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日群馬県指令地第107号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による群馬県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和56年2月19日群馬県指令地第852号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による群馬県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和57年4月19日群馬県指令地第5号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による群馬県知事の許可のあつた日（昭和57年4月19日群馬県指令地第5号）から施行する。

附 則（昭和61年12月9日群馬県指令地第29号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による群馬県知事の許可のあつた日（昭和61年12月9日群馬県指令地第29号）から施行する。

附 則（平成2年2月22日群馬県指令地第49号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による群馬県知事の許可のあつた日（平成2年2月22日群馬県指令地第49号）から施行する。

附 則（平成4年2月25日群馬県指令地第62号）

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による群馬県知事の許可のあつた日から施行する。

2 この規約による改正後の館林衛生施設組合理約（以下「改正後の規約」という。）第5条の規定にかかわらず、組合の議会の各市町村の議員定数は、この規約の施行後、当該市町村において最初に行われる第6条第1項の規定による選挙（補欠選挙の場合を除く。）までの間（以下「選挙期間」という。）は、なお従前の例による。

3 改正後の規約第5条の規定にかかわらず、組合議会の議員定数は、各市町村において選挙期間がすべて経過するまでの間は、前項の規定により定められる各市町村の議員定数を合計した数とする。

4 改正後の規約第9条第2項の規定は、この規約の施行の際、現に在職する監査委員のうち、この規約の施行の日以後、最初に任期が満了する監査委員の当該任期が満了するまでの間においては、適用しない。

附 則（平成10年10月12日群馬県指令地第87号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による群馬県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成19年1月17日群馬県指令市第206-15号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、館林市収入役が在職しなくなった日から施行する。

附 則（平成22年2月5日群馬県指令市第30033-32号）

（施行期日）

1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

（事務の承継）

2 館林衛生施設組合は、平成22年3月31日をもって解散する館林・板倉・明和ごみ処理共同事業協議会の事務を承継する。